

## 重要事項説明書 指定通所介護

介護保険指定 岐阜市指定 第2170100792号

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岐協福社会
- (2) 法人の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (3) 電話番号 058-241-7676
- (4) 代表者氏名 理事長 林 直 康
- (5) 設立年月日 平成3年9月11日

### 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年2月28日指定（岐阜県）  
当事業所は特別養護老人ホーム大洞岐協苑に併設されています。
- (2) 事業の目的  
指定通所介護の事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態にある高齢者等に対し、適切に介護サービスの提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 老人デイサービスセンター大洞岐協苑
- (4) 事業所の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (5) 電話番号 058-241-1294
- (6) 管理者 松原 敦子
- (7) 当事業の運営方針  
要介護状態となった高齢者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月日 平成5年4月1日
- (9) 利用定員 30名

### 3 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域  
①岐阜市全域 ②関市倉知地区・西部地区 ③各務原市那加地区・蘇原地区
- (2) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで、ただし、年末年始除く
- (3) 営業時間 午前9時00分から午後4時00分まで

4 職員配置 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者	1名	(生活相談員と兼務)
生活相談員	3名	(管理者と兼務1名、介護職員と兼務2名)
看護職員	3名	(機能訓練指導員と兼務3名)
機能訓練指導員	3名	(看護職と兼務3名)
介護職員	9名	(内5名は非常勤)
運転士兼介助員	3名以上	

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについては、

- |                           |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

介護保険の給付の対象となるサービス

(1) サービスの概要

一人ひとりの状況に合わせた生活支援を行います。

① 食事（食費は別途いただきます。）

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

ご契約者様が快適にそして楽しく食事していただくことができるよう環境整備を行います。

食事時間 正午から

② 入浴

入浴又は清拭を行います。安全・快適に入浴して頂けるよう支援します。

③ 排泄

排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(2) サービス利用料金

下記の単位表によって、ご契約の要介護度に応じたサービス利用単位に、岐阜市の地域区分が6級地であることから1単位を10,27円で計算したサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に定められる）をお支払いください。

① 通所介護費（通常規模型）

◎ サービス時間（1回当たり）7時間以上8時間未満の場合

介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位	658	777	900	1,023	1,148
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6				
入浴介助加算	40				
個別機能訓練加算Ⅰ	Ⅰイ、56		Ⅰロ、76		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用合計単位数の9.0%を加算				

☆ 算定要件・個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行い、機能訓練指導員が直接実施した場合に、個別機能訓練加算Ⅰロ（76単位）を加算させていただきます。

\*但し、算定条件・職員配置の状況に応じ、職員体制が確保できない場合は、個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位）を加算させていただきます。

☆ 介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算は、2024年6月より介護職員等処遇改善加算へ統合されました。

☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の給付対象外サービス

次のサービスの、利用費用は全額がご契約者の負担となります。

- ① 食費 1食当たり 650円
- ② 教養費 1回当たり 実費
- ③ おむつ代

ご契約者が当事業所のおむつを使用した場合の費用

料金 1枚 オムツ 100円 パット 50円 パンツ 150円

(4) 利用料金及び費用のお支払い方法

前記の(2)(3)の利用料金及び費用は、1ヵ月毎に計算し請求しますので、翌月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア 指定口座へ振込みの場合

岐阜信用金庫 芥見支店 普通預金 口座番号 第1070255番  
社会福祉法人岐協福祉会 大洞岐協苑 理事長 林 直康

イ 金融機関等からの自動引落の場合

ご利用しておられる銀行等をお届けいただきます。

ウ 窓口払い

岐協苑の事務所の窓口にてお支払いいただきます。

6 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、取消料をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7 記録の閲覧

ご契約者に対するサービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。

8 緊急時等の対応

指定通所介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

## 9 苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けします。

- (1) 苦情の受け付け担当者 松原 敦子  
毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで  
TEL 058-241-1294 FAX 058-241-7686
- (2) 苦情解決第三者委員 松原 鈴枝 (元民生委員)  
受付時間  
毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで  
電話番号 058-243-3346
- (3) 下記においても苦情相談を受け付けております。
- ・ 岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内)  
岐阜市下奈良2丁目2番1号  
岐阜県福祉・農業会館  
電話番号 058-278-5136  
受付時間  
午前9時から午後5時迄 (土日祝日 年末年始を除く)
  - ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係  
岐阜市下奈良2丁目2番1号  
岐阜県福祉・農業会館  
電話番号 058-275-9826  
受付時間  
午前9時から午後5時迄 (土日祝日 年末年始を除く)
  - ・ 岐阜市役所介護保険課  
岐阜市司町40番地1  
電話番号 058-265-4141  
受付時間  
午前8時45分から午後5時30分迄 (土日祝日 年末年始を除く)

以上指定通所介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

老人デイサービスセンター大洞岐協苑  
説明者 職名

氏名 ⑩

- ◎ 私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意します。
- ◎ 併せて、介護サービス提供に必要な個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 ⑩

〈代筆が必要な場合の理由〉

代筆者 住所

氏名 ⑩  
(ご関係 )

# 重要事項説明書

通所介護相当サービス事業  
通所型サービスA基準緩和型デイサービス事業  
介護保険指定 岐阜市指定 第2170100792号

当事業所は、ご契約者に対して岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業通所介護相当サービス事業及び通所型サービスA基準緩和型デイサービス事業（以下、「総合事業デイサービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岐協福祉会
- (2) 法人の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (3) 電話番号 058-241-7676
- (4) 代表者氏名 理事長 林 直康
- (5) 設立年月日 平成3年9月11日

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

通所介護相当サービス事業所 平成30年4月1日指定（岐阜市）  
基準緩和型デイサービス事業 平成28年9月1日指定（岐阜市）

当事業所は特別養護老人ホーム大洞岐協苑に併設されています。

### (2) 事業の目的

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の趣旨に従って、利用者の運動器の機能向上、栄養改善若しくは口腔機能の向上のための支援を提供し、介護予防に努めることを目的とする。

### (3) 事業所の名称 老人デイサービスセンター大洞岐協苑

### (4) 事業所の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1

### (5) 電話番号 058-241-1294

### (6) 管理者 松原 敦子

### (7) 当事業の運営方針

要支援者や事業対象者及び虚弱高齢者等（以下、「要支援者等」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとする。

- (8) 開設年月日 平成5年4月1日  
(9) 利用定員 30名

### 3 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域  
①岐阜市全域
- (2) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで、ただし、年末年始除く。
- (3) 営業時間 ①午前9時00分から正午まで。  
②午後1時00分から午後4時まで。

### 4 職員配置 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者	1名	(生活相談員と兼務)
生活相談員	3名	(管理者と兼務1名、介護職員と兼務2名)
看護職員	3名	(機能訓練指導員と兼務3名)
機能訓練指導員	3名	(看護職と兼務3名)
介護職員	9名	(内5名は非常勤)
運転士兼介助員	3名以上	

### 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) サービスの概要

一人ひとりの状況に合わせた生活支援を行います。

〈通所介護相当サービス事業〉

#### ① 食事（食費は別途いただきます。）

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態を考慮した食事を提供します。

ご契約者様が快適にそして楽しく食事していただくことができるよう環境整備を行います。

食事時間 正午から

#### ② 入浴

入浴又は清拭を行います。安全・快適に入浴して頂けるよう支援します。

#### ③ 排泄

排泄の介助を行います。

#### ④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈通所型サービスA基準緩和型デイサービス事業〉

① 入浴（午前利用者）

入浴又は清拭を行います。安全・快適に入浴して頂けるよう支援します。

② 排泄

排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(2) サービス利用料金

下記の単位表によって、ご契約の区分に応じたサービス利用単位に、岐阜市の地域区分が6級地であることから1単位を10,27円で計算したサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に定められる）をお支払いください。

〈通所介護相当サービス事業〉

区分	要支援1又は事業対象者	要支援2又は事業対象者
利用単位	1798	3621
サービス提供体制強化加算Ⅲ	24	48
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用合計単位数の9.0%を加算	

〈通所型サービスA基準緩和型デイサービス事業〉

通所型サービスA	事業費（1回）
利用単位（送迎・入浴あり）週1.2回	379
利用単位（送迎又は入浴なし）週1.2回	354
利用単位（送迎なし・入浴なし）	329

☆ 介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算は、2024年6月より介護職員等処遇改善加算へ統合されました。

(3) 総合事業の対象外サービス

次のサービスの、利用費用は全額がご契約者の負担となります。

- ① 食費 1食当たり 650円
- ② 教養費 1回当たり 実費
- ③ おむつ代

ご契約者が当事業所のおむつを使用した場合の費用

料金 1枚 オムツ 100円 パット 50円 パンツ 150円

(4) 利用料金及び費用のお支払い方法

前記の(2)(3)(4)の利用料金及び費用は、1ヵ月毎に計算し請求しますので、翌月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア 指定口座へ振込みの場合（振込手数料は利用者負担となります）

岐阜信用金庫 芥見支店 普通預金 口座番号 第1070255番  
社会福祉法人岐協福祉会 大洞岐協苑 理事長 林 直康

イ 金融機関等からの自動引落の場合

ご利用しておられる銀行等をお届けいただきます。

6 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、総合事業デイサービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、取消料をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7 記録の閲覧

ご契約者に対するサービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。

8 緊急時等の対応

総合事業デイサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

9 苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けします。

- (1) 苦情の受け付け担当者 松原 敦子

受付時間

毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで

TEL 058-241-1294 FAX 058-241-7686

- (2) 苦情解決第三者委員 松原 鈴枝 (元民生委員)

受付時間

毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで

電話番号 058-243-3346

- (3) 下記においても苦情相談を受け付けております。

- ・ 岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内)

岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-278-5136

受付時間

午前9時から午後5時迄 (土日祝日年末年始を除く)

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係

岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-275-9826

受付時間

午前9時から午後5時迄 (土日祝日年末年始を除く)

- ・ 岐阜市役所介護保険課

岐阜市司町40番地1

電話番号 058-265-4141

受付時間

午前8時45分から午後5時30分迄 (土日祝日年末年始を除く)

以上、総合事業ダイサービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

老人デイサービスセンター大洞岐協苑

説明者 職名

氏名

印

- ◎ 私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、総合事業サービスの提供開始に同意します。
- ◎ 併せて、基準緩和型デイサービス事業の提供に必要な個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

〈代筆が必要な場合の理由〉

代筆者 住所

氏名

(ご関係

印

)